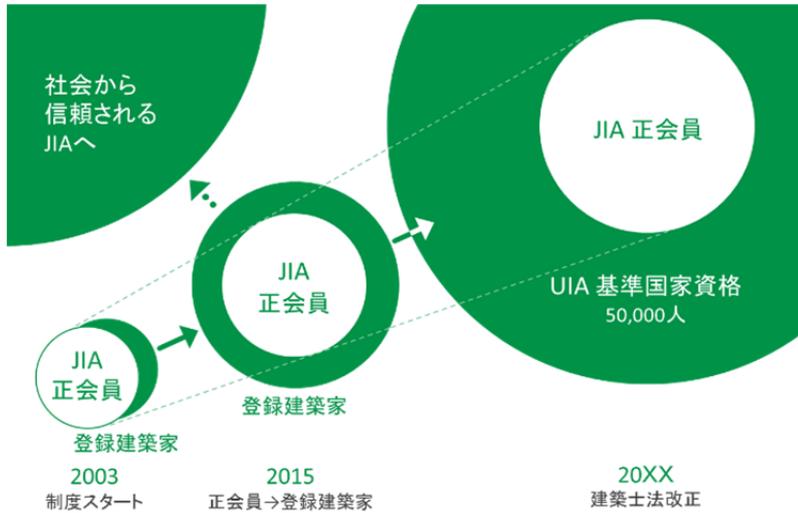


JIA 正会員は全員* 登録建築家になることが会員規程に定められました。
新規登録・再登録の優遇措置についてお知らせします。
 ※ 2017 年度以降、この優遇措置は受けられません。



2015 年 6 月 25 日 JIA 通常総会において会員規程が改正され、正会員は全員*登録建築家になることが決まりました。7 月 28 日には、建築家資格制度規則、同細則、CPD 規則、同細則の改正も理事会承認されました。
 (10 月 1 日から施行されています)

将来の建築士法改正に向けての準備が一段階進んだこととなります。また、正会員全員*が登録建築家になることは、JIA が公益社団法人として社会から信頼される存在になるための重要なステップでもあります。

(* 一級建築士でない場合は登録建築家になれません)

2015・2016 両年度に新規登録または再登録の手続きを行うと下記の優遇措置が受けられます。

- **新規登録** : 初めて登録建築家の認定申請をする JIA 正会員
 審査手数料 **無料** (通常 ¥15,000)
 登録料 **12,000 円** (従来の 18,000 円を値下げしました)

- **再登録** : 過去に登録建築家の認定を受けたが、現在は登録されていない JIA 正会員
 再登録審査手数料 **無料** (通常 ¥10,000)
 再登録料 **12,000 円** (従来の 18,000 円を値下げしました)
 CPD 単位 **不要** (通常は申請前に 36 単位必要)
 (再登録後は CPD 単位の取得が必要です)

2015 年度 **新規登録** 2015 年 12 月 16 日～2016 年 1 月 31 日
受付期間 **再登録** 2016 年 1 月 13 日～2016 年 2 月 15 日

申請方法 : 建築家登録認定機関ホームページ <http://the-japan-institute-of-architects.com/> にアクセスし、

○ **新規登録** は、「申請説明書」の「3-2 認定申請から登録申請までのガイダンス」

○ **再登録** は、「申請説明書」の「3-4 再登録ガイダンス」

の内容を、上記優遇措置の内容に読み替えた上で、「申請ページ」からお申し込みください。

過去に登録建築家の認定を受けた方は、重複して認定を受けることはできませんので、

新規でなく、再登録の手続きをお願いします。

建築家登録認定評議会議長とJIA会長 メッセージ



「登録建築家」は、国際建築家連合(UIA)基準に準拠する建築家の資格であり、これを名乗る建築家の資質・能力・倫理性を社会に対し担保しようとするものです。UIA加盟団体である公益社団法人 日本建築家協会がこの制度を推進し、第三者性のある「建築家登録認定機関」が運営しています。社会から最も信頼される建築家の資格であることを目指して、厳格な規則・細則を設け、継続職能研修を課すなど、客観性・透明性の高い公正な資格認定と、更新制度による資格の維持管理を行っています。

資格認定は登録認定機関内の「建築家登録認定評議会」がこれを審査し合格者に認定証を交付の上、登録認定機関が名簿に登録します。JIAの正会員で未登録の方は全員必ず、認定と登録の申請をして下さい。JIA会員でない建築家の皆様も、一定の条件のもと、登録建築家になるための申請が可能ですので、ふるって認定および登録の申請をして下さるよう、お願い申し上げます。

本部建築家認定評議会 議長 小倉善明



建築物は、規模の大小や用途の違い、あるいは所有形態のいかんに関わらず、それが建つことによる社会的な影響がたいへん大きな存在であり、かつ、都市の主要な活動基盤として、あるいは街並みの景観を構成する要素として、また都市の時間的な奥行きを担う記憶装置として、人々の生活を豊かにする、すぐれて文化的な資産です。建築家は、安全で美しく快適な建物を提供する責任を依頼主に対して負うとともに、都市に文化的価値を蓄え、豊かな環境を育てる責任を、社会に対して負っています。

建築家資格制度とは、これらの責任を全うすることのできる、安心して設計を依頼できる建築家を育て、登録し、その水準を維持・向上する制度です。公益社団法人日本建築家協会(JIA)は目下、この「登録建築家」資格が我が国の社会制度として普及するよう努力を重ねています。そのために、JIAの正会員はこの資格を取得する責務のあることを会員規程に謳うとともに、会員以外の建築家にも登録申請を呼びかけています。JIAの内外を問わず、建築家としての「誇りと志」ある多くの皆様のご参加・登録を心よりお待ちしております。

公益社団法人 日本建築家協会 会長 芦原太郎

